

ご家族の方へ

◎死亡された方が以下に該当する場合は、この用紙を持参の上、お手続きをお願いいたします。
お手続きには2~3時間いただくこともありますので、お時間に余裕をもってお越しください。

2024.4.1版

該当	完了	該当事由	必要な手続き	持参するもの	担当課 窓口階 番号 電話番号
		世帯主であった場合	・世帯主変更届	・届出人の本人確認書類 ・委任状（届出人が代理人で、別世帯の場合）	
		印鑑登録していた場合	・印鑑登録証の返還	・死亡した方の印鑑登録証	
		マイナンバーカードをお持ちだった場合	(死亡後の手続完了後) ・マイナンバーカード返納	・死亡した方のマイナンバーカード	
		国民健康保険に加入していた場合	・保険証の返還 ・資格喪失届 ・葬祭費の請求	・保険証 ・限度額(減額)認定証(該当の方) ・施主名義の預金通帳	住民課 1階 101 45-1118
		後期高齢者医療に加入していた場合	・保険証の返還 ・資格喪失届 ・葬祭費の請求 ・申立誓約書の提出	・保険証 ・限度額(減額)認定証(該当の方) ・施主名義の預金通帳 ・申立者(相続人代表者)の預金通帳	
		国民年金を受給していた場合	・死亡届 または ・未支給年金の請求	・年金証書 ・請求者名義の預金通帳 ・請求に添付する証明書の手数料 ・請求者のマイナンバーカード（お持ちの方）	
		国民年金に加入していた場合	・死亡一時金、寡婦年金 または遺族年金の請求		

裏面に続きます。

	介護保険の被保険者だった場合	・保険証類の返還	・介護の保険証 ・負担割合証(該当の方) ・限度額(減額)認定証(該当の方)	福祉課 1階103 47-5173	
	高額介護サービス費を受給していた場合	・高額介護サービス費の口座変更届	・印鑑 ・請求者名義の預金通帳		
	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合	・手帳の返還届	・印鑑 ・各種障害者手帳		
	障害者福祉サービスを受給していた場合	・受給者証の返還	・受給者証		
	重度心身障害者医療費助成を受給していた場合	・受給資格者証の返還 ・未支給の医療費の申請	・印鑑 ・受給資格者証 ・申請者名義の預金通帳		
	固定資産(土地・家屋)や軽自動車等を所有していた場合	詳しくは税務課へお問い合わせください。			
	税金を口座振替、もしくは年金より納入していた場合				
	山林を相続した場合	・森林の土地所有者届出	・印鑑 ・土地の位置を示す地図 ・土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書類	産業振興課 1階106 45-2211	
	農業経営主であった場合	・経営主変更届	・印鑑	農業委員会 1階107 45-2210	
	農地を相続した場合	・農地の相続等の届出	・印鑑		
	水道の使用名義人・所有名義人であった場合	・所有者変更届 ・使用者変更届	・印鑑	建設水道課 1階108 45-1114	
	町有墓地の契約者の場合	・継承の手続き	・印鑑 ・許可証 ・継承者との関係がわかる戸籍証明	くらし安全課 2階205 45-1115	

塩谷町役場 電話 0287-45-1111 (代表・総務課)